

# 戦時下の協調会と村山重忠

梅田 俊英

---

はじめに

- 1 村山重忠と協調会
- 2 村山重忠の調査・研究活動
- 3 戦時期協調会と村山重忠
- 4 戦時期協調会について
- 5 協調会の解散とその後の展望

はじめに

社会政策の調査研究・推進を目的として1919年に設立された協調会は、大正・昭和初期にその組織の性格を変えていった。さらに、日中戦争・太平洋戦争の戦時下になると再びその組織に大きな変化が起こる。本稿は、戦時下協調会の動向と歴史的な位置づけ、およびその中での村山重忠ら協調会職員の果たした役割について検討を加えるものである。戦時下協調会の性格をとらえるために、最初に戦時下の日本社会についての理論的問題について若干検討しておく。

周知のように、70年代における野口悠紀雄氏らの提唱以後、戦時下統制や戦時体制下の日本社会について、いくつかの議論がなされてきている<sup>(1)</sup>。戦時体制を高度成長期への継続としてみるか、戦後との断絶を重視してみるかが論点の一つである。戦争直後から70年代ころまでは、断絶説が主流だったといえよう。戦争の惨禍とそれをもたらした支配体制についての批判的検討と糾弾をベースとして天皇制ファシズム論が展開された。丸山真男氏の研究や「志賀・神山論争」の残した蓄積、歴史学研究会メンバーなどを中心としたファシズム研究など、我々の前には分厚い業績として残されている。

しかし、日本が「経済大国」となり、国際情勢が流動化していく中で戦後の研究の理論的枠組みとは異なった視点からの研究も目につくようになった。たとえば、その中に雨宮昭一氏のものがある<sup>(2)</sup>。同氏は、戦後の戦時体制研究について「外在的な視点」とされつつも、「その外在性ゆえに、

---

(1) 野口悠紀雄・榊原英資「大蔵省・日銀王朝の分析」『中央公論』1977年8月号。

(2) 雨宮昭一「戦時統制論」『日本通史 近代4』岩波書店、1995年。

事実に埋没しなかったことによって支配層の意図や実態を明らかにした」と評価される。そのうえで、現代においては「外在的方法のみでは限界があることが明確になった」とされている。こうして、総力戦体制によって「日本社会の平準化・均質化・平等化・近代化という不可逆の変化」が起こったと主張されるのである。

雨宮氏によれば、これらの変化を推進した政治潮流には、陸軍統制派や革新官僚の「国防国家派」と、「社会国民主義派」があった。後者は、民政党内社会改造派・産業組合運動指導者・労働運動指導者・昭和研究会などに結集した「日本社会の平等化・近代化・合理化を図ろうとする」人々であった。彼等は「公益と計画」・「自主的で創意に充ちた産業報国運動」などを意図したという。協調会メンバーの幾人かもこの中に入ると言えないであろうか。本稿は、主としてこの点について論じようとするものである。

後者の人々は、簡単に言えば「体制内改革派」であろう。治安維持法や特高警察体制で体制外活動が封じ込められるなかで、残された選択肢として体制内で改革を図ろうとした人々をも含んでいると言えよう。少なくとも雨宮氏の論からはそのように読み取れる。

三輪泰史氏も、次のように連続説に賛意を表明されている<sup>(3)</sup>。70年代を過ぎると「ファシズムとデモクラシー（ニューディール）の区別を優先させる、伝統的な歴史認識の枠組みへの批判」が登場したとして、「戦時における社会の平準化が、戦後民主主義の前提となったのは明らかであり、その意味で連続説には一定の根拠がある」とされている。ただ、三輪氏の場合、戦時下の平等化政策は「人間を「人的資源」として徹底的に非人間視したうえでの平等化であった」として「断絶」という側面も強調されている。たしかに、この戦時体制が、多くの戦死者と非戦闘員を含む戦争被害者を出したのは事実で、この点は自明のことであろう。しかし、戦時体制下に多くの社会改革がなされ、それが戦後に持ち越されたことも事実として確認しておきたい。

その社会改革の中に「自作農創設事業」があった。この点について若干検討しよう。この事業に対する従来のマルクス主義農業理論に立つ見解は次のようなものが代表であろう。

「自作農創定の本質は土地問題の地主的解決をはかろうとする点にある。……要するにこの法案もまた、小作人に土地を所有させる幻想を与えることによって、その闘争力を弱めようとする政府当局の欺瞞政策以外のなにものでもなかったのである。」<sup>(4)</sup>

また、後述の協調会メンバーのひとりであった、栢野晴夫も終戦直後に次のように述べている。

「小作争議を通しての階級対立その収奪関係への重大脅威は、日本の政治体制にとつても亦脅威たるを喪はない。従つてそれは国家的立場に於て直接弾圧されなければならなかつたと共に、更に事此処に至つては封建的収奪関係としての封建的小作料から、より合法的な収奪形態への転化も亦喫緊の要請とならなければならなかつた。」<sup>(5)</sup>

しかし、最近の研究では第3次施設と呼ばれる1943年から始まる自作農創設事業を積極的に評価する見解が中心といえる。西田美昭氏は、戦時下自作農創設政策の性格について「1943年移行の自

(3) 三輪泰史「戦前期の日本社会」歴史科学協議会編『日本現代史』青木書店、2000年。

(4) 青木恵一郎『日本農民運動史 3』日本評論社、1959年、233頁。

(5) 栢野晴夫「自作農創定政策批判」『社会政策時報』昭和21年2・3月号。

創面積・戸数の伸びは著しく、この変化の基礎に、自創政策の大幅な改善があったことは疑いないところであろう。農地改革の柱である小作料の低額金納化、これとリンクした安い購入価格による自作農創設という構図は、戦時下というゆがんだ環境のなかではあるが、事実上出来上がっていた<sup>(6)</sup>と述べておられる。

戦時下の食糧増産政策の一環として自創事業をとらえるだけでなく、自創事業が農民的変革の契機となったこと、つまり政府の自創政策に刺激されて農民的動きが始まっていたことを確認しておきたい。その点について、いくつかの例を紹介したい。

岩手県西磐井郡老松村字藤田部落の小作人・佐藤六郎（村議）は「豫てより自作農創設を希求し居りた」という。そこへ自創事業が開始され「実現は容易なりとの確信を得」た。そこで、13名の小作人と共に「老松村皇国農家建設実行組合なる実質的小作人組合を結成」し、小作料の不納決議をしたのである。

兵庫県多紀郡城北村の小作人16名が「近時政府に於て勸奨しつつある自作農創設問題に刺激せられ、……高率小作料の是正を計ること 自作農創設に賛成し土地譲渡をなすこと」<sup>(7)</sup>を要求したという。小作農らは、要求に応じなければ小作地全部を返還すると主張した。そこで地主は斡旋方を所轄署に申し出る。ところが小作料は1割減にとどまるものの、地主は自作農創設に積極的に協力することで解決したのである。つまり、地主は警察を味方にして小作農の動きを押さえるつもりだったのであるが、逆に自創に協力するように諭されたわけである。すなわち、「やぶへび」になったといえよう。

また、島根県美濃郡安田村では「自作農創設並に農業経営の合理化促進を目指して小作地の農業会管理計画を樹立し（宮城県に於ても同様のものあり）近き将来に於て之が実現を期せんとしつつ」あったという。農業会管理計画にたいして、特高警察は左翼運動理論と合致するのを恐れながらも、「決戦体制下に於ける農村の傾向として当然にして斯る態勢の強化により健全なる皇国農村の確立を期し得るものなり」<sup>(8)</sup>と書いている。

以上のように、戦時体制下には自作地獲得に向けて小作農自らが動き始めていたのである。このような「時局」<sup>(9)</sup>のなかで、協調会メンバーが何を考え、どのようなことを行おうとしていたかの一端を明らかにすることが本稿の課題である。

---

(6) 西田美昭『近代日本農民運動史研究』東大出版会、1997年、254頁。

(7) 以上、『特高月報』昭和19年2月。

(8) 『特高月報』昭和19年3月。

(9) かつて大日農について、私が「時局思想を逆手にとって小作農の利益を計ろうとした」と述べたことについて、横関至氏は、大日農と社大党は「時局思想」そのもので、「戦争を円滑に遂行」していこうとしていた、と論及された（横関至「大日本農民組合の結成と社会大衆党」『大原社会問題研究所雑誌』2002年12月号）。本論文は、同論及への直接の反論というわけではないが、戦時期の事業や組織の動きをどう見るべきかの回答でもある。本文で述べたように、「農民的変革の可能性」を評価すべきであるというのがそれである。

## 1 村山重忠と協調会

最初に、協調会労働課嘱託であった村山重忠について述べたい。村山の経歴を紹介しよう<sup>(10)</sup>。

村山重忠は、1898年12月、舟木練太郎（海軍少将）の5男として生まれた。実兄にドイツ文学者で、早大教授だった舟木重信がいる。1901年には村山家の養子となり村山姓を名乗るようになる。1922年、東京帝国大学経済学部入学、同年丹羽喜世と結婚した。1925年、東京帝国大学卒業後、翌年7月には協調会労働課に勤務することになる。身分は「事務取扱嘱託」であった。ところが、1936年3月には参事となり協調会幹部のひとりとなるのである。1940年5月には、後述の事情により協調会を依願退職している。

ところで、「1927年協調会勤務」と書かれた経歴もある<sup>(11)</sup>が、1960年発行の『労働人名録』には「大正15（1926）年8月以降、協調会勤務」としているのだから、おそらく「26年勤務」が正しいであろう。

協調会を退職した後、同年6月には財団法人東亜研究所調査員となっている。柘植秀臣によると、村山が東亜研究所に就職した事情は、「猪間が満州に転出し、その後任の村山重忠（資料課長、戦後法政大学社会学部長）も、同氏（大蔵公望）の推せんによるものだった」という。大蔵は、「転向した人物には温情をもって接するという態度を示していた。たとえば、直井武夫、鍋山貞親、大村英之助（元満鉄総裁大村卓一の次男）その他何人かの転向者の面倒をみたりしていた」<sup>(12)</sup>という人物だった。のちに述べるように村山が実践行動はとらずにいたことが大蔵によって評価されたのかも知れない。

村山は1945年5月には東亜研究所を依願退職し、同年7月には協調会調査部に戻ってきた。そして、のちには労働課課長となる。しかし、翌年7月には協調会は解散・退職となり、翌8月に財団法人中央労働学園に調査部次長として勤務することになる。こうして、村山は戦後期の研究活動の場を見出していく。51年4月には中央労働学園大学の学長に就任した。ところが、同大学が財政難となり、8月には中労と法政大学との合併となる。これにより村山も法政大学に移り社会学部教授となり、同時に初代の社会学部長となるのである。1969年3月、法政大学を定年退職となり、1971年10月に死去された。享年72歳であった。

つづいて、村山の活動について述べよう。村山は学生時代から生涯にわたって消費組合運動について関心を持って研究し、同時に活動に参加した。

妻の喜世によると、「村山は、大学在学中から消費組合運動に興味をもちはじめ、なにかで調べたのでしょうか。中野でじっさいに運動をしている人を探しあて、訪ねていきました」<sup>(13)</sup>という。「中野」にいたひとりが勝目テルである。勝目は金沢で活動した後、上京し消費組合運動などに取

(10) 以下、『村山重忠先生その人』昭和49年、参照。以下「その人」。

(11) 村山『労働問題』労働法学研究所、昭和32年4月。同書奥付には「昭和2年財団法人協調会奉職」とある。

(12) 柘植秀臣『東亜研究所と私 戦中知識人の証言』勁草書房、1979年、40頁、42頁。

(13) 村山喜世「その人」83頁。

り組んでいた<sup>(14)</sup>。彼女は「40数年前、私が高円寺に住み、城西消費組合の仕事をするようになってからの長い付き合いだったのです。…喜世さんもいっしょに組合の婦人部に参加してもらっていました。…よく村山さんをたずねてはカンパをねだっていたのです」<sup>(15)</sup>と述べている。

以上のように、村山が左翼運動およびその活動家と関係を持つようになったのは、消費組合運動を通じてであった。この運動と長くかかわったことは、以下の記述から分かる。

戦前から左翼消費組合運動の中心人物だった山本秋は、「先生を先生たらしめた価値は、あの温厚な地味とも見えるお人柄にもかかわらず「生涯を通して常に解放運動の味方であった」ことであろう。…苦難多かった戦前の労働者消費組合運動についても、協調会という半官半民の場におられた立場を活かして、陰になり日向になって援護されたことは言葉に尽くせない」<sup>(16)</sup>と弔辞の言葉を述べている。山本の言葉は「弔辞」という性格上、若干言葉を飾りすぎている嫌いもないではない。その実像をいささかなりとも検討しよう。

1932年、西郊共働社など3消費組合が合同して城西消費組合が成立した。これは無産者消費組合運動の中心の一つを担ったものであった。そして、「城西消費組合の組合長は西郊以来城西地区文化人の元締的役割を果たしていた新居格が引きつづき選ばれ、笠原千鶴、橋浦兄弟、金井満、村山重忠、勝目テル等のほか多数の文化人が顔を並べて活動した」<sup>(17)</sup>という。たしかに、村山は無産者消費組合運動の流れに棹さす位置にいたといえる。日消連機関誌『消費組合運動』<sup>(18)</sup>の「何を讀むべきか？」には村山の『本邦工業労働者の消費組合運動』が「日本に於ける消費組合運動の現状を知らんとせば、さしあたり」読むべき資料であると紹介されている。同書は協調会労働課より発行されたもので、『社会政策時報』の論文をリーフレットにしたものであるという。同誌では村山の昭和7年2月号の消費組合運動についての論文も読むべきものとして取り上げられている。村山は同論文の中で、城西消費組合と同系統の関東消費組合聯盟がロッチデール主義を採るのではなく「階級闘争の一翼」を担う「モスコウ主義」<sup>(19)</sup>を採るものであるとして詳しく紹介している。以上のように、村山は無産者消費組合運動に参加していた。しかし、それはあくまでも一組合員としてであり、また観察者としてであったことを指摘しておきたい。彼はその後の無産者消費組合運動の幹部の中に名を連ねていないのである。

こうして、村山は多くの共産党系左翼活動家と知り合う。1928年の三・一五事件に際して「私どもの家にも、追われている方々を泊めたり、たいせつな文書をお預かりしたこともあります」という。また「激しくなっていく戦争のなかで、産労や消費組合関係の方々とのおつきあいも、絶えることなくつづきました。」<sup>(20)</sup>と喜世は述べている。「その人」には日本共産党荻窪支部長・高橋義

---

(14) 勝目テルの金沢における活動については、拙著『社会運動と出版文化』御茶の水書房、1998年、第1章参照。

(15) 勝目テル「城西消費組合からの40数年」「その人」39～40頁。

(16) 山本秋「村山重忠先生を悼む」「その人」73頁。

(17) 山本秋『日本生活協同組合運動史』日本評論社、1982年、445頁。

(18) 日本無産者消費組合聯盟『消費組合運動』昭和7年10～11月号。

(19) 村山重忠「昭和6年に於ける労働者消費組合運動」『社会政策時報』昭和7年2月号。

(20) 村山喜世「その人」84頁。

雄の甲辞がある。それに「先生に接し、私たちは、共産主義者のあるべき姿を学びました。」とある。また、「村山っていうのは、あれは本当に共産党が好きだね。あいつ少しぼあっとしていたんだな、あいつは六高でぼくと一緒だよ、ぼくの一、二年あとだよ」<sup>(21)</sup>という回想もある。こうして、戦前戦後を通じて、共産党支持者としての生涯を全うすることになるのである。

## 2 村山重忠の調査・研究活動

村山重忠は、協調会メンバーとしての調査研究活動の外、プロレタリア科学研究所の所員としても活動した。初期プロ科の書記をしていた宮内勇によれば、「村山重忠はプロレタリア科学研究所の第一部（政治・経済）に所属した」<sup>(22)</sup>という。逸見重雄についての回想の中で、宮内は「逸見という人は、たしかもと芝の協調会にいた人で（逸見は産業労働調査所にいた……引用者）、村山重忠などと共にプロ科時代にも私も、一、二度会った記憶がある」<sup>(23)</sup>と述べている。

『プロレタリア科学』創刊号（29年11月）で村山重忠がプロ科所員だったことを確認できる。村山はプロ科内で活躍した形跡はないが、以上の回想から、まったく名前だけの所員ではなく、初期のころは研究所に出入りしていたことが分かる。なお、逸見もプロ科所員だった。

『プロ科』30年9月号には、三木清ほか数名の脱退・除名者、鈴木安蔵ほか10名の「活動不能」者、「所員としての任務をはたしつつある者」が掲載してあるが、そこに「村山重忠」の名はない。村山はおそらく協同組合研究会に所属したであろうが、「平田良衛・峡建二・笠原千鶴・中野繁・金井満」以外、雑誌にその名はない。村山は、前述のように城西消費組合に所属していた。その関係で笠原（のち、法政大学教授）の推薦でプロ科所員となったであろう。しかし、村山重忠が協調会勤務という重要な立場にあり、周辺のメンバーがそれを考慮して、村山を研究所から引かせたのかもしれない。

ところで、村山の研究活動はどの分野に視野が当てられていたのであろうか。まず、村山の著作一覧を掲げよう。もちろんこのほかにもあり得るが、現物で確認できたのは次の通りである。

### 村山重忠著作一覧

- カウツキー著・村山訳『消費組合と労働運動』 叢文閣 昭和3年4月
- 『日本労働争議史概観』 文明協会ライブラリ 昭和5年5月
- 『社会政策と協同組合』 三笠書房 昭和15年1月
- 『日本労働争議史』 霞ヶ関書房 昭和21年9月
- 『労働問題総論』 中央労働学園通信教育部 昭和23年9月
- 『労働問題の概説』 中央労働学園 昭和23年11月
- 『労働問題総論』 中央労働学園 昭和25年11月
- 『労働問題』 労働法学研究所 昭和32年4月

(21) 『桂皋氏談話速記録』下、第4回（昭和48年10月1日）、内政史研究会、43頁。

(22) 宮内勇『1930年代日本共産党私史 ある時代の手記 増補改訂』三一書房、1976年、22頁。

(23) 宮内、同前、171頁。

- 『社会問題概説』 法政大学出版局 昭和38年1月  
『社会問題入門』 高文堂出版社 昭和42年3月  
『労使関係入門』 学文社 昭和42年4月(土穴文人と共著)  
『労働問題総論』と『労働問題の概説』の内容は同じ。

初期のころは前述のように消費組合運動に主として関心を持っていた。そこでまず、カウツキーの消費組合論を翻訳するところから研究活動が開始された。村山は、前記訳書「訳者序言」のなかで次のように述べている。

「今を去る80年の昔、英国の一小都ランカシヤの町に於て、僅か28名の紡績労働者に依り企図された消費組合は、今日全世界を風靡する一大運動に迄進展し、政党と労働組合と共に階級闘争の一武器(ワツフエン)として、闘争的プロレタリアートにより利用されつゝある。」

村山の消費組合論は、協調会編『消費組合論』(1922年)「此の漸進的平和的改造の使命を有する組合運動によらざれば、必ず革命の免がる可からざる」(序)という立場と明らかに異なった視点にたっていたと言えよう。

協調会労働課に属してからは研究分野が労働争議史に移っていったようである。まず最初に成果として刊行されたのが『日本労働争議史概観』である。そして、終戦直後に刊行された『日本労働争議史』はその集大成といえよう。協調会メンバーならではのたいへん詳細な記述にあふれている。争議現場にまで立ち入って「争議報告書」を作成していた協調会における活動の成果の一端が本書に反映しているといえる。たとえば、「東京市内外に於ける諸新聞配達夫が連続的に争議を惹起した。即ち(1929年)2月中旬先づ東京朝日新聞社配達夫が争議を開始し、次で東京日々、中外商業、東京毎夕等の配達夫の間に於て引き続き争議を見た」(『概観』113頁)というように、ほんの数名参加の極小争議にまで筆が及んでいるのである。小山弘健の文献解題では「昭和期(戦前)にはいってからは、最初の系統的にまとまった総合的争議史として、村山重忠の諸労作が発表され」<sup>(24)</sup>たと評価されている。このように、村山は日本における労働争議史研究の創始者であったと言えよう。ただ、「日本資本主義の構造的特質や労働者状態の特徴との関連での追究」は「不十分」<sup>(25)</sup>との小山の指摘は、ある程度当たっていると言える。しかし、戦後の労働争議史研究が、川崎・三菱神戸造船所争議・浜松楽器争議など大争議に偏りがちで、小規模争議は「自然発生的」な低いものとしてあまり顧みられなかったことを考えると、現在の時点で村山の著作から学ぶべきものはあると言えるのではないだろうか。我々協調会研究会の編集による協調会本部史料の復刻刊行はその研究条件を支えるものとなっているであろう。

戦後の村山は、労働問題一般に研究の重点を移していく。さらに、労働問題にとどまらず、社会問題全般に著述の領域を広げていった。村山の著作は、近現代日本に存在する社会問題全般について理解を深めるための初めての格好の啓蒙書となった。村山は、斬新な理論的枠組みや精細な実証分析を提示した人ではなかったが、その著作は戦後、澎湃としてわき上がる社会労働運動に携わる

<sup>(24)</sup> 小山弘健『日本社会運動史研究史論』新泉社、1976年、118頁。

<sup>(25)</sup> 小山、同前。

人々などの社会問題に対する知識欲に答えようとしたものであったのである。

### 3 戦時期協調会と村山重忠

つづいて、戦時期の協調会における村山の活動をみよう。1938年7月30日、協調会が主唱して産業報国連盟が結成される。協調会は同連盟において労使の対等な協調を目指したが、翌年4月、政府の指導のもと改組が行われて、以後政府の統制下に入る。この直後から、協調会の同連盟への解消論と存続論とが会内部で対立する。存続論の中心が村山重忠であった。村山は、かなり強硬に解消に反対した。それは次の回想から分かる。

「村山さんからついぞ一度も大声叱咤をきいたことがない。しかし、昭和16年協調会のなかが解体・産報合流派と存続・正統維持派とに真二つに割れて、連日連夜会議を重ねたとき、村山さんは後者の首領として、頑として協調会の解体に肯じなかった。会議の末席につらなっていた若輩の私は、あくまでも協調会の伝統の灯を消すまいとする村山さんのすさまじい程の執念におどろきもし、頭の下がる思いをしたものである。」<sup>(26)</sup>

以上のように、村山は、参事という要職を利用して、がんとして解消に反対したのである。村山にとって、「協調会存続」とは産報否定ということであったであろう。

村山はまた、その立場を利用し、左翼活動家の面倒を見ていた。『日本社会政策史』の著者で何度も入獄を経験している風早八十二は次のように回想している。村山の協調会での位置づけと活動ぶりが彷彿とするものなので、若干長く引用しよう。

「貴君は戦前も戦後も一貫して日本の解放運動の味方であり恩人であった。と同時に、僕との関係においても、貴君は得がたい友人であったとともに、大の恩人であった。」誰もこわがって寄りつきもしなかった。僕は食うことも、勉強する場所もなかった。ところが、当時、協調会の参事をしてきた貴君は、僕にいつてくれた。君が日本労働者階級の研究をやるというのなら、ここの図書館を解放しよう。君が論文を書いてくれるなら、協調会の機関雑誌『社会政策時報』の誌面を提供しよう、と。

協調会といえば、読んで字の如く「労資協調機関」である。その参事という要職であってみれば、僕などにかかわりあうことは禁物であるはずだ。...

僕は、刷り上がりで30頁、40頁という長論文を、毎月のように書きまくった。1頁2円の原稿料を保障してくれたから、毎月平均6,70円の収入になった。当時は、6,70円もあれば、家族ともども食っていった。『社会政策時報』にのせてくれた論文はやがて1冊の本になり、戦時下の多くの職場で、非合法サークルのテキストとして活用された。（『日本社会政策史』のこと）

ゆく先々、僕にとってはオフリミットの経営も、協調会参事たる貴君は、フリーパスである。僕は秘書のような顔をしてその後にくっついてゆく。このようにして、僕は、夕張炭坑はじめ北海道の大中小炭坑の切羽にまで潜りこむことができたし、苫小牧の大製紙工場はじめ、めばしい工場の現場奥深く視察することができた。現場で労働者諸君からじかに実態をきき、不平不満を吐露さ

<sup>(26)</sup> 新川士郎「『社会政策時報』を最後まで死守した人」「その人」、46頁。



せることもできた。」<sup>(27)</sup>

風早は、上記とほぼ同様の記述をその自伝にも残している。そのなかで「昭和11(1936)年の初めに出てまいりまして、協調会の村山重忠という人を誰かの紹介で訪問したのです。……この村山君が私を非常に買って、あらゆる便宜をはかってくれました。……そのときが初対面だったと思うんだけど、先方では私を知っていたようで」<sup>(28)</sup>と述べている。風早もプロ科の所員だったので村山はそれで名前を知っていたようである。同書の中で、協調会からの出張旅費が2等車であるところを、3等車切符2枚にして旅費を浮かしていたことや、しまいには村山の名刺だけでひとりで労働現場に出入りしていたとの記述もある。協調会職員であることが、いかに強い力を持っていたかがよく分かる。いわば協調会は企業・労働現場の人事担当ないし職員などから畏怖の対象となっていたとさえ言えよう。以上のことは、裏を返せば、村山ら協調会メンバーの日頃の行動だったといえる。村山らは、しきりに出張を繰り返し、「協調会参事」という名刺一枚で労働現場に直行していたという実態をかいま見ることができるのである。

次に、高橋勝之(戦後、共産党『世界政治資料』の編集長)と逸見重雄の場合を取り上げよう。

高橋「私をはじめ村山重忠さんにお会いしたのは、二度目に出獄して上京してからです。1937年のころと思います。風早八十二さんの紹介で、協調会の労働年鑑にソ連邦と国際労働運動の項の執筆をさせていただきました。…当時定職をもっていなかった私にとって、この仕事は生活の糧であるとともに、長いあいだ入手できなかった国際文献についての貴重な知識をおぎなってくれるものでした。」<sup>(29)</sup>

逸見「私は、左翼社会主義=労働運動で検挙され入獄を余儀なくされた経験をもつものであるが、保釈出獄中村山君の御世話で、或は変名で或は本名で協調会発行の『社会政策時報』や『労働年鑑』やその他の単行本に執筆し、生活の糧をえた時期をもつ。私の外にも同じ恩恵に与った幾人かを私は知っているが、村山君の左翼社会主義=労働運動家に対する態度は、終始変わらなかった。自ら実践に投ずる人ではなかったが、左翼思想を容認し、運動の推進に些かなりとも貢献しようとの情熱を秘めた得難い友人の一人であった。」<sup>(30)</sup>

以上のような状況のなかで、戦時期協調会は、「梁山泊とでも評すべきか、若手の錚々たる論客が多少オーバーな表現を使えば「雲のごとく蝸集」する団体となったのである<sup>(31)</sup>。

このように、村山重忠は左翼活動家にたいへん接近していたが、一度も検挙されていない。そのことについて考えてみよう。父が海軍少将だということも関係したことであろう。また、いわゆる「実践」はしなかったこともあろう。しかし、三・一五関係者をかくまうなどは十分に「実践」なのではないだろうか。また、特高警察が上記のような村山の動向を掌握していなかったとは考えられない。おそらく、村山が目立った活動に出たら検挙する方針をもっていたことであらう。

---

(27) 風早八十二「告別の言葉」「その人」18～20頁。

(28) 風早八十二『治安維持法50年』合同出版、1976年、120頁。

(29) 高橋勝之「協調会の労働年鑑」「その人」50頁。

(30) 逸見重雄「村山重忠君を偲ぶ」「その人」66頁。

(31) 前掲、新川。

村山検挙に一定のブレーキをかけていたのは、外ならぬ協調会という組織そのものの性格によるものだったと言えないであろうか。大正デモクラシー期に設立された協調会の設立は「デモクラシー状況に規制されその影響を受けた協調 - 統合方式」<sup>(32)</sup>に立ったものであったため、特高もむやみに手を出し得なかったと言えるのかも知れない。しかし、それも限度があり、協調会存続論勝利の後、検挙を避けるために村山は協調会退職、東亜研究所転入ということになったであろう。また、町田辰次郎ら解消派と、村山ら存続派を同時に協調会から引かせる「喧嘩両成敗」の意味もあったのかも知れない。さらに、協調会といえば内務省の外郭団体のようなものだったので、「村山逮捕」となると、内務省自身の監督責任を問われることとなるため、手を出しがたかったというところが真相なのかも知れない。

以上、村山重忠の思想と研究活動の検討を終えるにあたって、若干の総括をしておきたい。これまで検討してきたように、村山はたしかに体制外的変革の思想の持ち主であったといえる。とはいえ、事実上内務省の外郭団体である協調会へは自ら求めて職を得て、その内部で積極的に活動した。村山は、協調会という「体制内」での改革の可能性を探ろうとしたと言えるのではあるまいか。

#### 4 戦時期協調会について

次に戦時期の協調会について検討したい。前述のように、協調会は戦時下においても存続することとなった。解消論を唱えた人々は協調会を脱して産報に移った。労働課の人々や事務員らが中心であろう。調査課のメンバーは協調会に残った。この状況を「協調会の分裂」と呼べないであろうか。ただし、協調会それ自体が分裂したわけではなく、その後も内務官僚を受け入れているのは事実である。一方、戦時下の協調会のメンバーに大きな変動があったことも間違いない。それで上記の事態を少なくとも「協調会メンバーの分裂」ということはできるのではないか。「分裂」後の協調会は、若手で多少なりとも左翼思想の影響を受けた研究者や、従来からの調査マンとして活動してきたメンバーによって構成された。まさに彼等にとって協調会は「梁山泊」(新川)だったのである。彼等の中の一人に栢野晴夫(戦後、法政大学教授)がいる。栢野は、東京農業大学出身で、在学時代は吾妻東策が指導教授だった。卒業後、1942年1月から協調会に勤務した。

「……時流に投じた人たちは飛ぶ鳥落とす勢いで産業報国会へ出ていってしまったあとでした。ひっそり閑とした御成門の前の今の中労委会館でございますけれども、そこに調査部の、当時といえば良心派とでもいうんでしょうか。そういう人たちが冷や飯を食べておりました。ですからお金もないしなんにもない。ただありますのは龐大な図書・資料をかかえた協調会図書館であります。……当時発禁のどんな本でも自由に読めるということで、そこで自由に勝手なことをやらせてもらったわけでございます。」<sup>(33)</sup>

上記の栢野の文章から戦時期協調会の雰囲気がよく伝わってくる。しかし、以下のように、協調会の構成員以外の新たなメンバーがよく出入りするようにもなり、さらに活気を見せるようにもな

<sup>(32)</sup> 金原左門『大正期の政党と国民』塙書房、1973年、168頁。

<sup>(33)</sup> 田沼肇「栢野晴夫教授のこと」『栢野晴夫先生の追憶』1983年に引用された栢野の記述。69頁。

っていたといえる。

以上述べたように、戦時期協調会は本来の調査・研究活動に立ち返っていったのである。協調会は、戦時期にいくつかの調査・研究活動を行った。その中に農工調整委員会設立がある。

栢野は同委員会について「戦時中には〔協調会調査部は〕今日で申しますと、総合開発計画とでも申しましょうか。あるいは社会計画と申しましょうか。農工調整という言葉を使っておりますが、……これは、ある意味で産報運動批判でもあったのですが、そういう研究上の伝統というのがございます」<sup>(34)</sup>と述べている。つまり、栢野によれば農工調整委員会の活動は産報運動批判でもあったのである。

1943年4月協調会理事会で農工調整委員会設置を決定した。5月22日第一回会合で「立地・労務・生活」の三つに分けて研究することとした。9月15日第十一回の会合で立地関係の攻究を終えた。参加者は、協調会関係者、専門研究者、関係官庁代表者の以下のように三者からなる。

協調会 総務部長・田沢義輔，調査部長・長岡保太郎，調査部次長兼総務部次長・松村勝治郎ら。

専門研究者 慶應大学教授・奥井復太郎，東大助教授・大河内一男，東工大教授・川西正鑑，東京文理大教授・岸本誠二郎，慶大教授・藤林敬三，東亜研究所・近藤康男ら。

関係官庁 企画院第三部調査官・美濃口時次郎，商工省囑託・吉田秀夫，企画院第一部調査官・西水孜郎ら。

外に特別参加として、海軍省や農林省からの参加もあった。

農工調整をめぐる協調会と関係者の論調を見てみよう。参加者のひとり、近藤康男は次のように述べている。

「工鉦業の飛躍的發展に伴ふ農業問題は、第一には耕地の潰滅といふ形態に於て表面化してゐる。食糧増産の至上命令の下に官民の耕地拡張の努力に拘らず、耕地の減少は争ふべからざる勢である。……昭和12年より17年に至る間に於て、全国の耕地は差引して大約7万町歩の減少したことを示している。

耕地減少の最大の原因となつてゐるのは「意識的な耕作放棄に因る荒廢」「林地及び牧野となりて」である。……時局による応召及び工鉦業への労力吸引がその原因……職工農家は……その本質上本格的農業を続けることが困難であり、所有地にせよ小作地にせよ次第に手放し、……

工地の地方分散は無闇に行はれ得るものではない。このことは……飛行機、造船等の軍需工業を考慮に入れても考へ方に變りはない。」<sup>(35)</sup>

つまり、近藤にとって「農工調整」とは、「軍需工業」を抑制して「農」を保護することだったのである。この立場は、以下のように公式の協調会のパンフレットによっても確認できる。

「前提 工業は勢ひ地方へ地方へと進出し「工業の地方分散」と云ふことが必至となり、而もそれは分散する地方に何等影響なしとは言へない。工業の分散される地方の農業、農村は屢々、好ましからざる影響を蒙ることが多い。」(そこで調整が必要とされる)「農業の側からすると従来の工

<sup>(34)</sup> 同前，田沼の文章に引用された栢野の記述。 68～69頁。

<sup>(35)</sup> 近藤康男「農工調整三題」『社会政策時報』昭和18年10月号。

業立地は余りに工業の一方的立地であり過ぎたやうである。」<sup>(36)</sup>

「問題 軍需工業の発展に伴ひ各所に土地、水利、各種資材、労務等生産要素の利用に関して農工間に問題を生じ、或は農家の収入が労務者のそれに比して相当大なる懸隔ある場合を生ずる等、これ等の結果は食料生産に影響を来し、軍需工業生産力そのものの発展をも阻碍する要因となりつつある。」<sup>(37)</sup>

もちろん「戦争推進のための食糧増産」という立場ではあるが、これは一種の口実であり、「軍需工業」批判が主体であることには変わらない。さらに、背景として次のような状況があった。

「1937年までの耕地面積の動向は明確な増加のトレンドをみせていた。ところが、1938年には一転して田畑とも1万町歩、合わせて2万町歩減少するのである。このことは、1937年7月日中戦争開始直後のことであり、農林当局に大きな衝撃を与えた。減少の原因は、開墾と荒地復旧面積の減少により耕地拡張面積が例年より減少したのに加え、工場等敷地や荒地面積の激増による耕地潰廃面積が増加した点にあった。……1939年の朝鮮・西日本を中心とした旱害は、耕地減少の衝撃をさらに増幅することとなった。」<sup>(38)</sup>

つまり、太平洋戦争直前において耕地潰廃と旱害による食糧減産が深刻な問題だったのである。協調会は、このような状況を論拠の一つとして「農」の保護と軍需工業批判を行ったわけである。

つづいて、農業問題をめぐる関係者の論調を見てみよう。前述の吾妻東策は次のように述べている。

「過小農経営は本来中世紀的性格を有する経営形態であり、これとの関連において存在する土地制度の如きもまた中世紀的たらざるを得ないが、それは小作料の物納制と高率性、更に小作料減免慣行の存在と小作人の地主への半従属的關係の存在において確認することが出来る。」<sup>(39)</sup>

以上のように、吾妻は地主・小作関係に講座派的な半封建制を見出していた。その上に立って、吾妻は「全耕地を国家管理とし、適正小作料を国庫負担とし、小作料全免とする如き戦時緊急施策を必要とすると説」<sup>(40)</sup>いたという。かなり激しい論で、「農民革命」を誘発しかねないものであった。

ただし、吾妻は「小作農制一般よりもむしろ過小農制一般」（前掲『時報』）に問題を見出しているように、政府が推進を強めた「自作農創設事業」に必ずしも賛成していない。栢野や近藤も同様な論調である。そこには戦後いち早く理論的枠組みを形成した左翼的な農民問題のとらえ方の問題点があると言えないであろうか。こうして、労農同盟論を前提にした左翼的農業理論が、戦後の農地改革に諸手をあげて賛成しないスタンスへとつながっていくのである。たしかに、現に進められている政府事業としての自創事業を時局批判としては賛成しにくいのは実際のところであったであろう。しかし、現在の時点では第三次自創事業が戦後の農地改革の前提となったものであり、戦後

(36) 財団法人協調会『農工調整問題（立地）』1944年4月、復刻済み。

(37) 財団法人協調会『農工調整問題（労務・生活）』1944年12月、復刻済み。

(38) 坂根嘉弘「日本における戦時期農地・農地政策関係史料（ ）」『広島大学 経済論叢』2002年3月。

(39) 吾妻東策「過小農制の本質」『社会政策時報』昭和18年7月号。

(40) 『新潟県農地改革史』昭和38年、40頁。

の農村に民主主義をもたらしたものであったことは確認しておいてもよいであろう。

## 5 協調会の解散とその後の展望

前述のように、村山重忠は1945年7月、協調会にもどってくる。7月と言えば空襲が相次ぐころであり、この年月が正しいか疑わしい。やはり、8月15日以後ではないだろうか。46年には確実にいるので、戻ったことは事実であろう。なぜ戻ったのかは飽くまでも推測であるが、やはり協調会主流に批判的だった村山が協調会の戦後処理に適任とされたからではないであろうか。「マルクスボーイ」だった桂（前掲書）・添田敬一郎らとともに戦後処理に何らかの活動をしたのであろう。戦後協調会 - 中労のなかで、村山は徐々に重きをなしていく。

終戦直後から協調会は再建活動を展開し、かつての常務理事添田敬一郎を再び迎え会長として、後述のような組織的体制を整えた。そして、労働組合法などの労働関係立法促進の活動を強めていったのである。

戦後の協調会は、再び戦前のように労使紛争の調停や、労働問題の調査研究をする機関として復活するかに見られた。しかし、46年6月占領軍から「解散を懲憑」（『協調会史』）される。こうして、協調会は1946年7月30日解散するのである。そして、同年8月10日解散式が行われた。その記念写真には役員・職員あわせて54人が写っている<sup>(41)</sup>。協調会は戦後まで大組織を維持したといえる。役員の名を掲げよう<sup>(42)</sup>。

会長 添田敬一郎 副会長 安川第五郎・松岡駒吉  
常務理事 松村勝治郎・千葉了  
総務部総務課 課長 林直通 総務部事業課 課長 飯田北理  
調査部調査課 課長 水上鉄太郎 調査部労働課 課長 村山重忠  
調査部農村課 課長 宮本倫彦

協調会の解散について考えてみよう。「総司令部は、21年1月4日「或る種の政党、協会、結社その他の団体の廃止に関する覚書」を提示したのを機会に、協調会と産業報国運動の関係をとりえ、協調会の存在そのものについての追求、検討をはじめた」<sup>(43)</sup>という。厚生運輸内務省令第一号の第一条には「大日本産業報国会、大日本労務報国会、日本海運報国会……財団法人協調会及び労働に関する団体の主要役職員の職に在つた者（昭和12年7月7日以後昭和20年9月2日までの間において在職したものに限る。）は、現に労働に関する団体の役職員の職に在るときは、その職から去らしめられ、及び労働に関する団体の役職員の職に就くことができない」<sup>(44)</sup>として協調会職員42

(41) 協調会・社会政策学院職員で、のち中央労働学園の職員を経験された鳥居俊夫氏より提供された協調会解散式の記念写真。

(42) 偕和会『協調会史』昭和40年、123・132頁。なお、本誌横関論文も参照。

(43) 労働省『労働行政史 2』、昭和44年、187頁、「協調会の解散」。

人が追放となった。会長・副会長・理事・部長がその対象となった<sup>(45)</sup>。課長以下、実質上協調会の活動の中心だった人々は追放とはならなかった。これは、占領軍（コーエンら）も戦時期協調会の内実が調査・研究主体の良心的学者の集まりだということを知っていたからといえないであらうか。

とはいえ、戦前のような労使紛争調停機関としての協調会の存続はありえなかった。すでに労働関係調整法は審議に入っていたし、そのもとで公的な調停委員会も形成されつつあったので、民間の調停機関は必要とはされていなかった。第一次大戦後の労働運動の高揚と労使紛争の激化の中で「緊急避難」組織として創設された協調会は、すでにその時代の使命を終えていたのである。

前記省令において「これ等団体中正常なる労働行政の進展上これを奨励助長するを適正と認められるものについては、就職禁止該当者を退職せしめ、団体規約中反民主的なるものあるときは、之を改正機構を民主化した場合には、之を解散せしむることなく存置せしめても差支えない」として、「中央労働学園、工場職工学校、鉱山青年学校」<sup>(46)</sup>などの存続が「適正」とされたのである。こうして、協調会の内実をそっくりそのまま（協調会図書も含めて）中央労働学園という名で継承することとなったと言えよう。

（うめだ・としひで 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）

(44) 「厚生運輸内務省令第一号 昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働に関する団体の役職員への職就（就職）禁止等に関する件」労働省『資料労働運動史 昭和20～21年』、昭和26年、878頁、所収。

(45) 団体別就職禁止該当者数（いわゆる労働パーシ）を示すと、次のようになる（前掲書191～192頁）。

大日本産業報国会関係	3892人	大日本労務報国会関係	16899人
日本海運報国会	394人	協調会	42人
愛国労働組合全国懇話会	7人	日本産業労働倶楽部	18人
日本労働組合総連合	11人	愛国労働農民同志会	31人
愛国従業員組合総連合	1人		
合計	21195人		

(46) 「昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く団体の主要役職員への就職禁止等に関する件依命通牒」昭和22年1月18日（前掲書880頁）。